

MCS 三郷市在宅医療・介護連携推進協議会独自ルール

1 (患者同意)

患者同意は主治医もしくは、主治医が指示した者が取得する。

2 (MCS 管理者の把握)

在宅医療・介護連携サポートセンター（以下、「サポートセンター」）は、各事業所の MCS 管理者および ID 登録者の名簿を作成し、管理する。

3 (ID・パスワードの発行及び削除)

ID の発行及び削除はサポートセンターを通じて行う。

4 (相談及び苦情解決窓口)

(1) MCS についての相談窓口はサポートセンターとする。

(2) MCS における個人情報に関する苦情解決等は主治医とする。

5 (グループメンバーの招集について)

(1) ケアマネジャーは医師より問合せがあった場合において、対象者に関する専門職を医師へ伝えること。

(2) サポートセンターは医師の指示がある場合において、MCS 上のグループメンバーの招集を支援する。

(3) 医師は、初回召集にメンバーが応答しない場合は、電話にて参加を促す。

6 (コメント記載ルール)

(1) 事業所単位で登録している者が MCS へコメントを入力する場合は、職種及び氏名を名乗る。

(例) 看護師の三郷一郎です。

(2) 代理入力する場合、訪問者名を記載する。

(例) 登録ヘルパー花和田太郎が訪問しましたが、代理で管理者の彦成二郎が入力します。

(3) 発言の内容が情報提供か、返答を求めるものか文頭に入力する。

(例) (情報提供) 2/2 訪問時の記録です。

(質問) 血圧が 160/90 です。本日の入浴は可能でしょうか。

7 (MCS で共有する内容)

各専門職が多職種と共有すべきと判断する内容を載せる。

8 (罰則規定)

故意に個人情報を出した者がいる場合、医師およびサポートセンターはその者をグループから退会させることができる。

9 (MCS 参加対象事業所)

- ①病院及びクリニック
- ②歯科
- ③薬局
- ④地域包括支援センター
- ⑤指定居宅介護支援事業所
- ⑥訪問介護
- ⑦訪問入浴介護
- ⑧訪問看護
- ⑨訪問リハビリテーション
- ⑩通所介護事業所
- ⑪通所リハビリテーション
- ⑫短期入所生活介護
- ⑬短期入所療養介護
- ⑭福祉用具貸与、特定福祉用具販売
- ⑮定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑯認知症対応型通所介護
- ⑰小規模多機能型居宅介護
- ⑱看護小規模多機能型居宅介護

(平成 29 年 7 月 3 日現在)